

国家公務員共済組合連合会虎の門病院病院長選任規程

(令和7年4月1日共済連本病182号)

(目的)

第1条 この規程は、医療法(昭和23年法律第205号)第10条の2の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会虎の門病院の病院長の選任に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(病院長の任命)

第2条 国家公務員共済組合連合会(以下「本会」という。)の理事長は、この規程により、虎の門病院病院長候補者選任委員会(以下「選任委員会」という。)の審査結果を踏まえ、病院長を任命する。

(病院長の任期)

第3条 病院長の任期は5年とする。ただし、任期の途中で病院長が満70歳に達する場合は、当該70歳に達する日の属する年度の末日までの期間を任期とする。

2 前項ただし書きの場合において、満70歳に達する日の属する年度については、同日の属する月の末日又は同日以降当該年度の末日までの間における各月の末日までの期間を任期とすることができる。

(病院長の再任等)

第4条 前条第1項の任期については、再任を妨げないものとする。ただし、70歳を超えて再任する場合の任期は原則1年とし、理事長が必要と認めた場合、5年を超えない範囲で変更することができる。

(病院長の選任基準)

第5条 病院長の選任の基準は、次の各号すべての要件を満たす者であることとする。

- (1) 医療法第10条の要件を満たす医師である者
 - (2) 心身ともに健全で、人格が高潔である者
 - (3) 医療法第10条の2に基づき主として医業を行う病院を管理することができる者
 - (4) 高度急性期病院における医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有している者
- 2 前項に定める基準は、病院ホームページにおいて公表するものとする。

(選任事由及び時期)

第6条 理事長は、次の各号に定める事由が生じた場合に、選任委員会を開催し、病院長候補者を選任する。

- (1) 病院長の任期が満了したとき。
 - (2) 病院長が辞任を申し出て、理事長がこれを認めたとき。
 - (3) 病院長が解任されたとき。
 - (4) その他の理由により病院長が欠員となったとき。
- 2 前項1号に該当する場合の病院長候補者の選任は、任期満了となる1月前までに行う。
- 3 第1項第2号から第4号に該当する場合の病院長候補者の選任は、速やかに行う。

(選任委員会の設置)

第7条 選任委員会は、前条第1項各号に該当する事由が生じる都度、これを設置する。

(選任委員会の構成)

第8条 選任委員会は、次の各号に定める者で構成し、理事長が委嘱する。

- (1) 虎の門病院管理者選任委員選考会議において選考された理事等 4名
 - (2) 虎の門病院管理者選任委員選考会議において選考された本会と特別の関係がない者 2名
- 2 前項第2号の特別の関係がない者とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 過去10年以内に本会と雇用関係にないこと。
 - (2) 過去3年間において、本会から年間50万円を超える寄付金または契約金等の受領をしていないこと。
 - (3) 過去3年間において、本会に年間50万円を超える寄付を行っていないこと。
- 3 委員の任期は、第1項の選任を経て理事長が委嘱した日から、理事長が次期病院長を任命した時までとする。
- 4 選任委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、第1項第1号の委員の中から理事長が指名する。

(委員の公表)

第9条 前条により選任された委員について、委員名簿、委員の選考事由及び委員の経歴を公表するものとする。

(病院長候補者の推薦)

第10条 理事長は、選任委員会が設置された場合、速やかに病院長候補者を選任

委員会に推薦するものとする。

- 2 前項の推薦にあたっては、被推薦者の履歴書及び推薦理由書を選任委員会に提出するものとする。

(選任委員会による選任報告等)

第11条 選任委員会は、前条第1項の被推薦者について第5条に定める基準に基づき選任を行う。

- 2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもって決する。
- 3 委員長は、第1項による選任結果を理事長に報告するものとする。

(選任結果等の公表)

第12条 理事長は、選任の結果、過程及び理由を公表するものとする。

(守秘義務)

第13条 選任委員会の委員、その他病院長候補者の選任過程に直接または間接に関与する任にある者は、その職務上知り得た事項について、守秘義務を負うものとし、その任を終えた後も同様とする。

(事務局)

第14条 この規程に基づく事務局は、病院部管理課及び虎の門病院事務部総務課とする。

(雑則)

第15条 この規程によりがたい場合は、理事長が承認のうえ、別途決定するものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行し、この規程の施行の際、現に在任する病院長の後任の選任から適用する。